

平成25年6月21日

株主各位

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
株式会社 **岩手銀行**
取締役頭取 高橋真裕

第131期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第131期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

- 第131期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
- 第131期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記のとおり事業報告、計算書類、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株当たり35円と決定いたしました。

第2号議案

取締役12名選任の件

本件は、原案のとおり高橋真裕、斎藤雅博、田口幸雄、坂本 修、岩田圭司、佐藤克也、荒道泰之、加藤裕一、三浦 宏、高橋 温の10氏が再選され重任し、三浦茂樹、宇部文雄の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、三浦 宏、高橋 温、宇部文雄の3氏は、社外取締役であります。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本件は、原案のとおり退任取締役菅野 寛、安田善次の両氏に対し、当行所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任することに承認可決されました。

また、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを取締役会で決議したことに伴い、重任の取締役10名および在任中の監査役4名に対し、当行の定める一定の基準に基づき、相当額の範囲内で退任時に退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任することに承認可決されました。

第4号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案のとおり役員賞与総額3,448万円を支給することに承認可決されました。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

本件は、原案のとおり取締役の報酬等の額（確定金額報酬および賞与）を年額260百万円以内、監査役の報酬額（確定金額報酬）を年額60百万円以内とすることに承認可決されました。

第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

本件は、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額80百万円以内の範囲で割り当てることとし、その内容は新株予約権の個数の1年間の上限を300個、目的となる株式の1年間の上限を3万株とすることなど、原案のとおり承認可決されました。

以 上

お知らせ

配当金のお支払について

1. 銀行預金口座等へのお振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたのでご確認ください。

なお、株式数比例配分方式を選択された場合のお振込につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。

2. 振込先をご指定されていない方は、同封いたしました「期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局にて平成25年7月24日までにお受け取りください。
3. 同封の「期末配当金計算書」は、確定申告を行う際の添付書類としてご使用いただけます。